

## 地方教育行政改革の推進に関する法律案要綱

### 第一 目的（第一条関係）

この法律は、地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっていることに対処するための改革（以下「地方教育行政改革」という。）につき、基本理念を定め、及びその推進についての国の責務を明らかにするとともに、政府が講ずべき法制上の措置その他の措置に関する基本的な方針を定めることにより、これを集中的に推進することを目的とするものとする。

### 第二 基本理念（第二条関係）

地方教育行政改革は、教育行政について地方公共団体に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねるとともに、地方公共団体における教育行政の在り方を地方公共団体が自らの判断と責任において決定することができるようにすることにより、教育行政において地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにすることを旨として、行われなければならないものとする。

### 第三 国の責務（第三条関係）

国は、第二の基本理念にのっとり、地方教育行政改革を推進する責務を有するものとする。

#### 第四 集中改革期間（第四条関係）

政府は、第五から第十二までの基本的な方針に基づき、平成二十六年度までの期間を集中改革期間として地方教育行政改革のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五 国と地方公共団体との役割分担（第五条関係）

政府は、地方自治法第一条の二の規定の趣旨にのっとり、教育行政における国と地方公共団体との役割分担の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

#### 第六 地方公共団体における教育行政の組織（第六条関係）

- 一 政府は、教育委員会を設置するかどうかを地方公共団体の決定に委ねることを含め、地方公共団体における教育行政の組織に関し、地方公共団体が地域の実情に応じた制度を選択することができるようにするための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、教育委員会を設置する地方公共団体におけるその委員の身分取扱いに関し、地方公共団体が次に掲げる事項について地域の実情に応じた制度を選択することができるようにするための制度の在り

方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- ① 教育委員会の委員の任命及び任期に関する事項
- ② 教育委員会の委員の罷免に関する事項
- ③ 教育委員会の委員の服務に関する事項
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、教育委員会の委員の身分取扱いに関し地方公共団体が地域の実情に応じた制度を選択することができるようにすることが必要と認められる事項

#### 第七 地方公共団体における教育行政に係る職務権限の配分（第七条関係）

政府は、地方公共団体における教育行政に係る職務権限の配分に関し、地方公共団体が次に掲げる事項について地域の実情に応じた制度を選択することができるようにするための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- ① 教育委員会を設置する地方公共団体におけるその長及び教育委員会の職務権限に関する事項
- ② 地方公共団体が設置する学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の校長に対する当該学校における課題に対処することができるようにするために必要な職務権限の付与その他の地方

公共団体が設置する学校の校長の職務権限に関する事項

- ③ ①及び②に掲げるもののほか、地方公共団体における教育行政に係る職務権限の配分に関し地方公共団体が地域の実情に応じた制度を選択することができるようにすることが必要と認められる事項

#### 第八 学校の設置、管理及び廃止（第八条関係）

政府は、地方公共団体が地域の実情に応じて学校を設置し、管理し、及び廃止することができるようにするため、これらに係る基準の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

#### 第九 地方公共団体が設置する学校の運営（第九条関係）

政府は、地方公共団体が設置する学校の運営に関し、地方公共団体が次に掲げる事項について地域の実情に応じた制度を選択することができるようにするための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- ① 当該学校の所在する地域の住民、当該学校の生徒等の保護者等が当該学校の運営について協議を行う機関（以下「協議機関」という。）の設置に関する事項

② 協議機関の構成員の任命に関する事項

③ 協議機関の権限に関する事項

④ ①から③までに掲げるもののほか、地方公共団体が設置する学校の運営に関し地方公共団体が地域の  
実情に応じた制度を選択することができるようにすることが必要と認められる事項

#### 第十 地方公共団体が設置する学校の教職員の身分取扱い（第十条関係）

一 政府は、地方公共団体が設置する学校の校長及び副校長（以下「校長等」という。）の身分取扱いに  
関し、地方公共団体が次に掲げる事項について地域の実情に応じた制度を選択することができるように  
するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものと  
すること。

① 校長等を公募により任用することその他の校長等の任用に関する事項

② 校長等の人事評価の基準及び方法に関する事項

③ 校長等の服務及び校長等が職務上の義務に違反した場合等における適正な処分に関する事項

④ ①から③までに掲げるもののほか、校長等の身分取扱いに関し地方公共団体が地域の実情に応じた

制度を選択することができるようにすることが必要と認められる事項

二 政府は、地方公共団体が設置する学校の教職員（校長等を除く。以下単に「教職員」という。）の身分取扱いに関し、地方公共団体が次に掲げる事項について地域の実情に応じた制度を選択することができるようにするための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

① 教職員の任用に関する事項

② 教職員の人事評価の基準及び方法に関する事項

③ 教職員の服務及び教職員が職務上の義務に違反した場合等における適正な処分に関する事項

④ ①から③までに掲げるもののほか、教職員の身分取扱いに関し地方公共団体が地域の実情に応じた

制度を選択することができるようにすることが必要と認められる事項

## 第十一 地方教育行政改革の推進に関するその他の措置（第十一条関係）

政府は、第五から第十までのほか、地方公共団体が自らの判断と責任において学校以外の当該地方公共団体が設置する教育機関に係る教育行政の在り方を決定することができるようにするための制度その他の

地方教育行政改革を推進するための事項について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第十二 地方公共団体の議会の関与及び住民の意見の反映に対する配慮（第十二条関係）

政府は、第六から第十一までの措置を講ずるに当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならないものとする。

- ① 地方公共団体における教育行政の組織及び運営の在り方の決定に際しその議会が適切に関与を行うことができるようにすること。
- ② 地方公共団体における教育行政の組織及び運営の在り方の決定に際しその住民が適切に投票等を通じて意見を反映させることができるようにすること。

## 第十三 その他

### 一 施行期日（附則第一項関係）

この法律は、公布の日から施行するものとする。

### 二 地方公共団体における教育目標の設定（附則第二項関係）

地方教育行政改革が行われる前においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの規定は、地方公共団体の長が当該地方公共団体における教育目標を設定することを妨げるものではないものとする。